

のみ風土記を引用し、他郡に及ばず、世間流布の近江風土記と云書あれども、一事のとるべきなし。

〔新撰姓氏錄左京皇別〕治田連

開化天皇皇子彥坐命之後也、四世孫彥口命征北夷有功効、因割近江國淺井郡地賜之、爲墾田地、大海眞持等墾開彼地、以爲居地、大海六世孫之後熊田宮平等因行事、賜治田連姓也。

〔續日本紀二十四〕天平寶字六年二月甲戌、賜大師藤原惠美朝臣押勝近江國淺井、高島二郡鐵穴各一處。

伊香郡

〔伊呂波字類抄國郡〕近江國略○中伊香イカニ

〔地名字音轉用例〕ウノ韻ヲカノ行ノ音ニ轉ジ用ヒタル例

いかに 伊香近郡伊加古イカコ

〔近江國輿地志略八十八〕夫以伊香の名、諸書に載するところ、土俗傳説をなじからず、土俗相傳、天智天皇の御宇、餘湖に天人下りて游泳舞樂す、其歌妓の美兒多して、其數五百なり、かるがゆへに五百の兒と書して、いかごと讀といへり、然ども五百の字にいかの訓なし、若しこの説實ならば、五十の兒と書して、いかごと訓ずるも、えらるべからず、五十の字にいかの訓あることは、めづらしからず、正史實錄及源氏物語等にも、多出たるも、畢竟夢中に夢を説にて、假令五百五十の字にいかの訓ありとも、天人游泳歌妓の兒ゆへに郡の名とすること、あとかたもなき偽なれば、論ずべからず、一説に曰、往古この地に靈木ありて、其花ひらくるときは、異香四方に薰ず、かるがゆへに異香郡といふ、後に伊香の字にあらたむといふ、是もまたあやまりなり、當郡は伊香津臣命所領の地なれば、郡の名とす、郡中に伊香具神社あり、因て郡名とす、延喜式の神名帳にも、伊香具の社のこととを載られたり、旁天人游泳靈木異香のことによらざること、顯然たり、伊香具と書しても